

最終更新日：2006年5月31日

## 大東港運株式会社

代表取締役社長 曾根好貞

問合せ先：管理部総務課 清水明宏 03-5476-9701

証券コード：9367

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、経営の透明性とチェック機能の充実に取り組み、経営の健全性向上を図っております。また、当社は平成18年5月26日付取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針について、決議いたしました。当基本方針の内容については当報告書IVに記載の通りであります。

## 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
協友商事株式会社	1,518,000	16.2
株式会社住友倉庫	796,000	8.4
富士火災海上保険株式会社	700,000	7.5
神鋼物流株式会社	600,000	6.4
曾根好貞	587,000	6.3
大東港運社員持株会	359,000	3.8
田中孝一	300,000	3.2
日塩株式会社	294,000	3.1
曾根昌雄	257,000	2.7
大東港運取引先持株会	253,000	2.6

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

親会社	なし
連結子会社数	10社未満

#### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
別府 克巳	他の会社の出身者			○		○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
別府 克巳	別府克巳氏が専務取締役を兼務しております神鋼物流株式会社と当社との間には、運送料、構内作業料等の収入および事務所賃借料の支払について取引があります。	-

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項

平成18年3月期(平成17年4月～平成18年3月)において、取締役会を6回開催したうち、出席は6回であります。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

## 監査役と会計監査人の連携状況

-

## 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査部門とは、内部監査体制、内部監査計画、内部監査実施について適宜に会合を行い、内部管理状況の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、改善提言やフォローアップに向けて課題の抽出を行っております。

## 社外監査役の選任状況

選任している

## 社外監査役の人数

2名

## 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
福田 忠	他の会社の出身者									○
宮本 朝夫	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

## 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
福田 忠	——	-
宮本 朝夫	——	-

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

平成 18 年 3 月期(平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月)において、監査役会を 6 回開催したうち、出席は 6 回であります。

## 【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

その他

## 該当項目に関する補足説明

- ・「役員規定」及びその内規において、役員の功労に応じて退職慰労金を支給することとしております。
- ・「役員規定」及びその内規において、会社の営業成績に応じて役員賞与を支給することとしております。
- ・「役員規定」及びその内規において、役員の功労に応じて退職慰労金を支給することとしております。

## 【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、決算短信
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

## 該当項目に関する補足説明

平成 18 年 3 月期に取締役へ支払った報酬の内容

## 1. 定款または株主総会決議に基づく報酬

① 社内取締役： 57,122 千円

② 社外取締役： , 千円

## 2. 利益処分による役員賞与

① 社内取締役： , 千円

② 社外取締役： , 千円

## 3. 株主総会決議による退職慰労金

① 社外取締役： , 千円

② 社内取締役： , 千円

- (注) 1.平成 5 年 6 月 29 日開催の株主総会の決議による取締役報酬限度額は年額 270,000 千円以内であります。
- 2.平成 18 年 3 月 31 日現在の取締役総数は 8 名であり、内 1 名が社外取締役であります。
- 3.上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む)として、38,400 千円を支給しております。

## 【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制については、専任となる使用人は配置しておりませんが、経営企画部及び管理部が社外取締役及び社外監査役の要請に応じて必要なサポートを行うこととしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

## 1. 取締役会

取締役会は、法令等で定められた事項、経営方針及び経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、定期的を開催しております。

## 2. 経営会議

経営会議は、常勤取締役と常勤監査役で構成し、毎月2回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に開催し、迅速な意思決定、

情報の共有化、業務執行状況が把握できる監視体制を執っております。

### 3.内部監査

内部監査については、経営企画部内部監査課が内部監査業務を行っております。内部監査は当社「内部監査規定」に基づき、内部監査計画の策定、内部監査の実施、内部監査報告等が行われております。

### 4.監査役監査

監査役監査は常勤監査役 1 名と非常勤監査役2名で実施しております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針・業務の分担等に従い、取締役会および経営会議への出席、業務の内容および財産の状況の調査を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

### 5.会計監査

①会計監査人は第三者としての立場から財務諸表等監査を実施し、当社は監査結果の報告を受け、意見交換、改善等の提言を受けております。

②業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

北本 幸仁 :中央青山監査法人の所属で、継続監査年数は3年であります。

福田 日武 :中央青山監査法人の所属で、継続監査年数は2年であります。

③監査業務に係る補助者については、監査法人の選定基準に基づき決定されております。具体的には公認会計士および会計士補を主たる構成員とし、その他の補助者(システム専門家)も加えて構成されております。

## III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IR に関する活動状況

実施していません。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムの構築に関する基本的な考え方については以下の平成 18 年 5 月 26 日付取締役会決議「内部統制システムに関する基本方針」の通りであります。)

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス・リスク委員会において、全役員・全従業員に法令・定款並びに社内諸規定等の遵守の徹底を図ることとします。そのため、法令の遵守状況の検証、定款・社内諸規定の周知徹底・見直し等を行い、各執務における行動規範をまとめることとします。

②全役員・全従業員が企業倫理を守り、社会的な良識をもって行動するよう倫理規定の策定を行うこととします。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社「文書管理規定」等の社内諸規定並びに各基準書等に従い、適切に保存及び管理を行うこととします。なお、必要に応じてその運用状況の検証、各規定の見直し等も行うこととします。

②取締役・監査役は、当該情報・文書を常時閲覧できるものとし、検索・閲覧が迅速かつ適切に行われるよう保存管理の整備に努めることとします。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理については、当社「コンプライアンス・リスク委員会」を中心に管理体制の整備強化に努めます。当委員会は、全役員・全従業員にリスクに対する意識の向上を促し、定期的にまたは必要に応じて委員会を開催し、リスクの早期発見と速やか且つ適切な対応をすることといたします。

②内部監査においては、リスクの存在及びリスク管理状況も監査対象とします。また、内部監査において発見されたリスクは、コンプライアンス・リスク委員会及び当該部署に連絡され、速やか且つ適切に対応されるものとします。

③リスクの早期発見及び効率的な対策を講じるため、コンプライアンス・リスク委員会においてリスク管理規定を策定します。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、経営方針を機軸に中期経営計画を策定し、中期経営計画に基づいて単年度計画を策定します。単年度計画は各部門の業績目標値を設定し、経営会議及び部長会において目標の進捗状況が報告されます。

②取締役会は、法令等で定められた事項、経営方針及び経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、定期的を開催するものとします。

③経営会議は、常勤取締役と常勤監査役で構成し、毎月2回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に開催し、迅速な意思決定、情報の共有化、業務執行状況が把握できる監視体制を執るものとします。また、意思決定等の重要事項は各部門長が構成する部長会に伝達され、各部門長は部長会における伝達事項ならびに打合せ事項に基づいて各部門の業務を執行するものとします。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社においても単年度計画を策定し業績目標値を定め、毎月の業績の進捗状況等を当社経営会議に報告するものとします。

②当社社長及び子会社社長で構成する社長会を年1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に開催し、子会社社長に当社の経営方針の理解を求めるとともに、当社グループの連携強化を図るものとします。

③子会社には当社から最低1名以上の取締役・監査役を派遣し、当社の経営方針・意思決定を伝達するとともに、当社の経営方針・意思決定に沿って適正に運営されていることを確認するものとします。

④子会社は、当社「関係会社管理規定」、「連結財務諸表原則に基づく関係会社の統一経理規定」及び基準書等に従い、経理業務の基準を当社グループで統一するものとします。また、子会社は毎月当社管理部に財務諸表等を報告し、債権債務・売上仕入の突合が行われるものとします。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

①経営企画部と管理部は、監査役からの要請に応じて監査役の職務を補助するものとします。

②監査役会の職務を補助する事務局には、最低1名以上の使用人を任命するものとします。また、事務局に任命された使用人は、事務局の執務にあたっては他の執務等に優先して行うものとし、取締役及び当該使用人の上司となる使用人は、当該使用人の事務局の執務を妨げないこととします。

③監査役の職務を補助する事務局に任命される使用人の人事に関しては、監査役と事前協議のうえで行うこととします。

④内部監査部門は、監査役の要請による監査を他の監査に優先して行うものとし、取締役及び当該部門の上司となる使用人は、監査役の要請による監査を妨げないこととします。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会、経営会議に出席し重要な検討事項、意思決定の内容を確認することとします。また、監査役は部長会、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席して検討・決定事項の内容を確認するか、会議の内容・結果の報告を受けるものとします。

②取締役及び使用人は、重要事項の発生または当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項が発生した場合は、その内容を速やかに監査役に報告するものとします。

③その他監査役が必要と認めた事項について、取締役及び使用人は可及的速やかに報告を行うものとします。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役と代表取締役は、定期的にまたは必要に応じて会合を開催し、経営方針その他必要事項について相互理解を深めるものとします。



- ②内部監査部門は、内部監査計画及び監査結果を監査役に報告し、監査の連携強化に努めるものとします。
- ③監査役は、必要に応じて弁護士・会計士等から、監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げられてはならないものとします。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

---

### 1. 買収防衛に関する事項

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

【 参考資料：模式図 】

